

# 会員仲裁規則

## 目次

第1条：定義	101
(a) 「提携者」	101
(b) 「請求」	101
(c) 「請求者」	101
(d) 「CFTC」	101
(e) 「契約市場」	101
(f) 「交差請求」	101
(g) 「聴聞」	101
(h) 「会員」	101
(i) 「NFA」	101
(j) 「パネル」	101
(k) 「者」	101
(l) 「訴答」	101
(m) 「会長」	101
(n) 「被訴追者」	101
(o) 「事務局長」	101
(p) 「自主規制組織」	101
(q) 「第三者請求」	101
第2条：仲裁し得る紛議	102
(a) 請求	102
(b) 反対請求、交差請求および第三者請求	102
第3条：仲裁パネル	102
(a) パネルの任命	102
(b) 開示義務	102
(c) パネルの任命、開示義務および忌避	102
(d) 仲裁人の宣誓	103
(e) 交替	103
(f) 一方的接触	103
第4条：仲裁の期間	103
第5条：仲裁の開始	104
(a) 仲裁付託意図の通知	104
(b) 書類の供給	104
(c) 仲裁要求	104
(d) 被訴追者への通知	104

(e) 仲裁要求に対する答弁	104
(f) 反対請求および交差請求	104
(g) 反対請求または交差請求に対する第二答弁	104
(h) 第三者請求	105
(i) 第三者被訴追者への通知	105
(j) 第三者請求に対する答弁	105
(k) 請求の修正	105
(l) 答弁または第二答弁の提出時機	105
(m) 併合	105
第6条：弁護士依頼権	106
第7条：聴聞の事前準備	106
(a) 書類および書面による情報の交換	106
(b) 証拠として採用される書類	106
(c) 聴聞計画	107
(d) 不遵守	107
第8条：権利の毀損を伴わない却下	107
第9条：聴聞会	107
(a) 予備聴聞	107
(b) 聴聞会の通知	107
(c) 訴追または抗弁の不履行	107
(d) 手続き	108
(e) 期間延長および延期	108
(f) 不遵守	108
(g) 記録の再開	108
(h) 欠缺の不追及	108
(i) 略式手続き	109
第10条：裁定、解決および撤回	109
(a) 裁定の提示	109
(b) 救済	109
(c) 最終性	109
(d) 上訴	109
(e) 裁定による拘束	110
(f) 判決	110
(g) 不遵守	110
(h) 要求の履行	110
(i) 同意裁定	110
(j) 請求の撤回	110
第11条：仲裁手数料	111
(a) 申立手数料	111

(b) 払い戻し	111
(c) 延期手数料	111
第12条：仲裁費用	111
第13条：NFA 権利の非棄権	112
第14条：調停	112
第15条：雑則	112
(a) 期間の計算	112
(b) 召喚状の送達	112
(c) 記録上の住所	112
第16条：本規則と矛盾する協定	112

## 会員仲裁規則

### [¶ 6511] 第1条：定義

本遵守規則で使用される言葉の定義は、次の通り。

[¶ 6511.1] (a) 「提携者」 -- 提携者としてNFAに登録されている者、または紛議の原因である行為もしくは取引が発生した時点で提携者としてNFAに登録されていた者。(NFA内規の下では、商品取引所法第4条kで使用される「外務員」という語の意味の範囲内で会員と結びつきがあり、CFTCに「外務員」としての登録を義務づけられている者は、提携者としてNFAに登録しなければならない。)

[¶ 6511.2] (b) 「請求」 -- 本規則に基づいて申し立てられる、仲裁要求、反対請求、交差請求または第三者請求。

[¶ 6511.3] (c) 「請求者」 -- 本規則に基づき、適切かつ期限内に請求を行う者。

[¶ 6511.4] (d) 「CFTC」 -- 商品先物取引委員会。

[¶ 6511.5] (e) 「契約市場」 -- 1つまたはそれ以上の商品の契約市場としてCFTCが指定した取引所。

[¶ 6511.6] (f) 「交差請求」 -- ある被訴追者が別の被訴追者を相手方として行う請求。

[¶ 6511.7] (g) 「聴聞」 -- 別段の規定がない限り、口頭聴聞および略式手続きを含む。

[¶ 6511.8] (h) 「会員」 -- NFAの会員、または紛議の原因である行為もしくは取引が発生した時点でNFAの会員であった者。

[¶ 6511.9] (i) 「NFA」 -- 全国先物協会。

[¶ 6511.10] (j) 「パネル」 -- 本規則第3条に従って選定される仲裁パネル。

[¶ 6511.11] (k) 「者」 -- 個人、法人、パートナーシップ、信託、協会、およびその他の主体を含む。

[¶ 6511.12] (l) 「訴答」 -- 本規則に基づいて申し立てられる、仲裁要求、反対請求、交差請求、答弁または第二答弁。

[¶ 6511.13] (m) 「会長」 -- NFAの会長。

[¶ 6511.14] (n) 「被訴追者」 -- 本規則に基づいて申し立てられる請求の相手方である者。

[¶ 6511.15] (o) 「事務局長」 -- NFAの事務局長。

[¶ 6511.16] (p) 「自主規制組織」 -- 契約市場、国内登録証券取引所、または国内登録証券業協会

[¶ 6511.17] (q) 「第三者請求」 -- 被訴追者が、当該訴追の当事者でない者を相手方として行う請求。

[¶ 6512 - 6516] (予備)

[¶ 6517] 第2条：仲裁し得る紛議

[¶ 6517.1] (a) 請求 期間遵守要件に関して本規則第4条および第5条に規定されている場合を除き、会員または提携者の間の紛議は、次の場合を除き、当該会員または提携者により請求が申し立てられ次第、本規則に基づいて仲裁されるものとする。

- (1) 当事者同士が、有効かつ拘束力のある合意により、当該紛議の解決を、NFA以外の場に委ねた場合。
- (2) 当該紛議のすべての当事者が、別の自主規制組織の規則により、当該紛議を当該自主規制組織の解決手続きに付託することを義務づけられている場合。
- (3) 当該紛議のすべての当事者が、当該紛議について管轄権を有する契約市場の会員である場合。

[¶ 6517.2] (b) 反対請求、交差請求および第三者請求 期間遵守要件に関して本規則第4条および第5条に規定されている場合を除き、反対請求、交差請求または第三者請求は、当該反対請求、交差請求または第三者請求が、当該仲裁要求の原因である行為または取引から発生するものであれば、上記(a)項に基づく仲裁において主張することができる。

[¶ 6518 - 6522] (予備)

[¶ 6523] 第3条：仲裁パネル

[¶ 6523.1] (a) パネルの任命

本規則に基づく仲裁手続きは、すべて、会長が任命する3名のNFA会員、または会員の関係者である個人(当該会員または個人のうち1名は、パネルの議長により任命される)により構成される仲裁パネルのもとで遂行されるものとする。ただし、(金利と諸経費を除く)請求総額が20,000ドルを超えない場合は、事務局長による別段の指示がない限り、パネルは上述の者1名により構成されるものとする。

[¶ 6523.2] (b) 開示義務

各仲裁人候補は、パネル委員に任命される前に、自らの公平な活動を妨げられるあらゆる事情を、会長に対して開示するものとする。

[¶ 6523.3] (c) パネルの任命、開示義務および忌避

会長はその後、本条(a)項に従い、紛争解決のための仲裁パネルを任命する。いずれの仲裁人も、当該紛争の調停者として行動したことがないものとする。事務局長は、仲裁人の氏名、職務関係、および関連するその他の情報を、当事者に対し速やかに通知するものとする。上述の任命に対する当事者からの異議は、具体的かつ事由のあるものであり、書面により会長に提出されるものとする。各当事者またはその代理人は、仲裁の結果生じる偏向もしくは金銭的利益、または、過去もしくは現在における当該仲裁人との関係を含め、仲裁人の公平性に影響すると考えられるあらゆる事情を、会長に対して開示するものとする。上述の情報を開示しなかった当事者は、当該情報に基づいて当該仲裁人に対して異議を申し立てる権利を放棄したものとみなされる。任命された各仲裁人は、仲裁の結果生

じる偏向もしくは金銭的利益、または、過去もしくは現在における当事者もしくはその代理人との関係を含め、仲裁人の公平性に影響すると考えられるあらゆる事情を、会長に対して開示するものとする。会長は、上述の情報を仲裁人または他の情報源から入手し次第、これを当事者に、また、会長が適切であると判断した場合にはパネルおよびその他の者に、伝達するものとする。会長はその後、当該仲裁人を不適格とするべきかどうかを決定し、当該決定を当事者に通知するものとする。この決定は最終決定とする。

[¶ 6523.4] (d) 仲裁人の宣誓

各仲裁人は、聴聞を開始する前に宣誓を行い、誠実かつ公平に事実の判断に当たることをパネルの前に誓約するものとする。

[¶ 6523.5] (e) 交替

仲裁人が、不適格となるか、その他の理由でパネルの任務を遂行できなくなった場合、会長は（当事者による別段の要請がない限り）、交替者をパネルに任命するものとする。ある当事者が、仲裁人の1人に異議を申し立てる事由となり得る情報の開示を怠り、それを理由として当該仲裁人が聴聞開始後に解任されるか、辞任した場合、情報を保留した当該当事者は、残り2名の仲裁人に関する処置に対して異議を申し立てる権利を放棄したものとみなされる。聴聞開始後に交替者が任命された場合、パネルは、それ以前に開催された聴聞会の全部または一部をやり直すべきかどうかを決定するものとする。

[¶ 6523.6] (f) 一方的接触

仲裁の当事者またはその代理人は、聴聞の場において、または他の当事者に通知した上で書面により行う以外には、仲裁の現状に関する問合わせを除いて、当該仲裁に関していずれのパネル委員とも連絡を取らないものとする。

[¶ 6523 – 6528] (予備)

[¶ 6529] 第4条：仲裁の期間

仲裁要求を申し立てている当事者が当該紛議の原因である行為または取引について知っていたか、知っていたはずの日から2年以内に、仲裁付託意図の通知（下記第5条（a）項参照）を事務局長が受領しなければ、いかなる仲裁要求も本規則に基づいて仲裁を行うことはできない。いかなる反対請求、交差請求または第三者請求も、当該反対請求、交差請求または第三者請求を主張している当事者が、当該反対請求、交差請求または第三者請求の原因である行為または取引について知っていたか、知っていたはずの日から2年以内に事務局長により受理されるか、あるいは、事務局長から被訴追者に対して仲裁要求書が送付された日から45日以内に事務局長に送達されない限り、本規則に基づいて仲裁を行うことはできない。事務局長は、期限内に申し立てられない請求を却下するものとする。仲裁の過程において、ある特定の請求について本条に規定される要件が満たされていないとパネルが判断した場合、パネルはその時点で当該請求の仲裁を、仲裁決定あるいは裁定なしに、終了するものとする。

[¶ 6530 – 6534] (予備)

[¶ 6535] 第5条：仲裁の開始

本規則に基づく仲裁手続きは、次のようにして開始されるものとする。

[¶ 6535.1] (a) 仲裁付託意図の通知

本規則に基づく仲裁を望む者は、書面あるいは口頭により、当該の者の仲裁付託の意図を事務局長に通知しなければならない。事務局長は上述の通知の受領について逐一記録し、これを保持するものとする。

[¶ 6535.2] (b) 書類の供給

事務局長は、上述の者に対し、本規則および仲裁要求書の写しを速やかに提供するものとする。

[¶ 6535.3] (c) 仲裁要求

上述の者が実際に仲裁手続を進めることを希望する場合、当該の者は、上記(b)項に基づく事務局長による書類送付のあった日から35日以内に、事務局長に対し、完成した仲裁要求書に適切な手数料(下記第11条参照)を添えて提出するものとする。事務局長は、各仲裁同意書の内容が完備しているかどうかを速やかに検分するものとする。事務局長が不備であるとみなすか、あるいは適切な手数料が添えられていない仲裁要求書は、配達証明郵便により返送されるものとする。この場合、返送を受けた者は、完備した仲裁請求書を、未払いの手数料があればこれを添えて、事務局長による送付のあった日から20日以内に、事務局長に送達するものとする。事務局長は、期限内に提出されなかった、または適切な手数料が支払われていない仲裁要求書を、却下するものとする。仲裁付託意図の通知が別に受理されていない場合は、仲裁要求書が仲裁付託意図の通知の役割を併せ持つものとする。

[¶ 6535.4] (d) 被訴追者への通知

事務局長は、完備した仲裁請求書において被訴追者として記載されている各々の者に、完備した仲裁要求書の写しを速やかに送達するものとする。

[¶ 6535.5] (e) 仲裁要求に対する答弁

被訴追者は、事務局長から当該被訴追者に仲裁要求書が送達された日から45日以内に、事務局長に答弁書を送達するものとする。被訴追者はこれと同時に、当該答弁書の写しを当該請求者に送達するものとする。パネルは、当該仲裁要求書に含まれ、当該答弁書において否認されていない申し立てを、認められたものとみなす。

[¶ 6535.6] (f) 反対請求および交差請求

反対請求または交差請求が主張される場合、当該反対請求または交差請求を主張する当事者は、適切な手数料を事務局長に速やかに送金するものとする(下記第11条参照)。事務局長が不備であるとみなすか、あるいは適切な手数料が添えられていない反対請求または交差請求は、配達証明郵便により返送されるものとする。この場合、返送を受けた者は、完備した反対請求または交差請求を、未払いの手数料があればこれを添えて、事務局長による送達の日から20日以内に、事務局長に送達するものとする。事務局長は、期限内に申し立てられなかった、または適切な手数料が支払われていない反対請求または交差請求を、却下するものとする。

[¶ 6535.7] (g) 反対請求または交差請求に対する第二答弁

反対請求または交差請求の主張の相手方となっている者は、事務局長による反対請求書または交差

請求書の送達の日から35日以内に、事務局長に第二答弁書を送達することにより、当該反対請求または交差請求に対し抗弁し、これと同時に、当該第二答弁書の写しを当該反対請求または交差請求を主張する被訴追者に送達するものとする。パネルは、当該反対請求または交差請求に含まれ、当該第二答弁書の中で否認されていない申し立てを、認められたものとみなす。

[¶ 6535.8] (h) 第三者請求

被訴追者は、本規則に基づき、会員または提携者に対して第三者請求を申し立てることができる。第三者請求が主張される場合、当該第三者請求を主張する被訴追者は、適切な手数料を事務局長に速やかに送金するものとする（下記第11条参照）。事務局長が不備であるとみなすか、あるいは適切な手数料が添えられていない第三者請求は、配達証明郵便により返送されるものとする。この場合、返送を受けた者は、完備した第三者請求を、未払い分の手数料があればこれを添えて、事務局長による送達の日から20日以内に、送達しなければならない。事務局長は、期限内に申し立てられなかった、または適切な手数料が支払われていない第三者請求を、却下するものとする。

[¶ 6535.9] (i) 第三者被訴追者への通知

事務局長は、完備した第三者請求書において被訴追者として記載されている各々の者に、完備した第三者請求書の写し、および、仲裁同意書がある場合はその写しを、速やかに送達するものとする。

[¶ 6535.10] (j) 第三者請求に対する答弁

第三者被訴追者は、事務局長から当該被訴追者に第三者請求書が送達された日から45日以内に、事務局長に答弁書を送達するものとする。第三者被訴追者はこれと同時に、当該答弁書の写しを当該第三者請求者に送達するものとする。パネルは、第三者請求書に含まれ、当該答弁書において否認されていない申し立てを、認められたものとみなす。

[¶ 6535.11] (k) 請求の修正

パネル委員の任命終了後は、パネルが同意した場合を除き、新規のまたは異なる請求を申し立てることはできない。

[¶ 6535.12] (l) 答弁または第二答弁の提出時機

事務局長は、聴聞実施以前に提出されるいかなる答弁または第二答弁も、受理するものとする。ただし、事務局長またはいずれの当事者も、提出の時機に関し、パネルに対して異議を表明することができる。

[¶ 6535.13] (m) 併合

事務局長は、共通の事実問題を含む、または同一の行為もしくは取引から発生した、複数の仲裁要求を事務局長が受理したときには、当事者の要請の有無にかかわらず、手続きの公正、公平かつ迅速な遂行を目的として、聴聞に関する諸手続きの全部または一部を併合するよう命じることができ、また上述の手続きに関して、不必要または不合理な遅延の回避に資すると思われる措置を講ずることができる。

[¶ 6536 – 6540] (予備)



[¶ 6541] 第6条：弁護士依頼権

(a) 当事者は、調停協議を含む仲裁手続きのいかなる過程においても、弁護士その他の者を代理人に立てることができるが、この場合、当該代理人の氏名および住所を期限内に事務局長および他の当事者に通知するものとする。パネルは、時間稼ぎ、妨害、命令に背く行為のためのいかなる代理人も、当該審理から排除することができる。

(b) 当事者の代理人は、当該者を代理人とする当事者が撤退について現実に承知しているという内容、または、当該代理人が、撤退を通知するために誠意ある努力を行ったという内容の宣誓供述書を事務局長に提出することにより、撤退することができる。

[¶ 6542 – 6546] (予備)

[¶ 6547] 第7条：聴聞の事前準備

[¶ 6547.1] (a) 書類および書面による情報の交換

(1) 当事者は、召喚状の発行に訴えることなく、公正、公平かつ迅速な聴聞の遂行に役立つと思われる、重大かつ関連性のある書類を自発的に交換すべく、互いに協力するものとする。

(2) すべての書類および書面による情報の要請は、これを要請する当事者が、最新の訴答の期限の30日後までに、相手方当事者に送達するものとする。相手方当事者は、異議申立書を含め、要請された書類および書面による情報を、当該要請の期限の30日後までに、これを要請した当事者に送達するものとする。書類および書面による情報の強制提出の要請は、異議申立書の提出期限の10日後までに、事務局長および当事者全員に送達されるものとし、当該要請に対する回答書は、当該の強制提出要請が送達された日の10日後までに、事務局長およびすべての当事者に送達されるものとする。パネルによる別段の指示がない限り、強制的に提出を求めるかどうかは、当事者が提出する書面に基づいて決定される。

(3) 他の方法により開示または許容が可能な証拠は、調停協議に関連して使用された結果、開示または許容が不可能にならないものとする。ただし、調停人が所有する書類および書面による情報は、開示の必要はなく、その後の仲裁聴聞における使用のために、召喚することはできない。

[¶ 6547.2] (b) 証拠として採用される書類

(1) 各当事者は、口頭聴聞の実施予定日の少なくとも15日前までに、当該当事者が所有し、聴聞において直接争点の一部として証拠に採用する予定のすべての書類を、他のすべての当事者に送達するものとし、これと同時に、当該書類の写しを十分な部数、事務局長に送達するものとする。

(2) 各当事者は、略式手続き開始予定日の少なくとも15日前までに、当該当事者が所有し、自らの主張の一部としてパネルに提出する予定のすべての書類の写しを、十分な部数、事務局長に送達するものとし、これと同時に、当該書類の写しを、他のすべての当事者に送達するものとする。各当事者は、略式手続き開始予定日の少なくとも5日前までに、当該当事者が所有し、他の当事者が以前に送達した書類に対し反論するためにパネルに提出する予定のすべての書類の写しを、十分な部数、事務局長に送達するものとし、これと同時に、当該書類の写しを、他のすべての当事者に送達するものとする。

[¶ 6547.3] (c) 聴聞計画

パネルは、当事者に対し、聴聞計画書を作成するよう命令し、これを事務局長に送達すべき期日を定めることができる。

[¶ 6547.4] (d) 不遵守

当事者が、第7条(a)項から(c)項までの規定、またはパネルの命令を遵守しなかった場合には、事務局長、あるいは当該書類または情報を求める当事者は、これについてパネルの注意を喚起することができる。パネルは、上述の不遵守に対して、以下の各号を含む、正当な処置を取ることができる。

- (1) 要請を行った当事者の請求内容に従って処置を取る目的において、それに関連して要請が行われた事実、または、他のいかなる認定済みの事実も、立証済みの事実とみなす旨を認定する。
- (2) 反応を示さない当事者に対して、認定済の請求もしくは抗弁を支持する、またはこれに反対することを認めないか、当該の者が、認定された事実を証拠として採用することを禁止する。
- (3) 訴答の全部または一部を抹消するか、反応を示さない当事者が当該要請に応じるまで手続きを中止するか、訴えまたはその一部を却下するか、あるいは反応を示さない当事者にとって不利な裁定を、当該当事者が欠席の状態で行う。

[¶ 6548 - 6552] (予備)

[¶ 6553] 第8条：権利の毀損を伴わない却下

パネルは、当事者からの書面による要請または自らの動議により、NFAによる仲裁には適当でないと認められる請求を、権利を毀損せずに却下することができる。

[¶ 6554 - 6558] (予備)

[¶ 6559] 第9条：聴聞会

[¶ 6559.1] (a) 予備聴聞

特別な事情の下では、パネルは、当事者からの書面による要請または自らの動議により、予備聴聞を予定することができる。当該聴聞は、口頭、電話による会議、または書面の提出により行うことができる。

[¶ 6559.2] (b) 聴聞会の通知

聴聞会の場所および日時は、事務局長の単独裁量により決定されるものとするが、事務局長は、可能な限り、すべての当事者およびパネル委員の希望を考慮するよう努力するものとする。事務局長は、最初の聴聞会開催日を設定し次第、聴聞会開催日の少なくとも20日前までに、各当事者に対し、聴聞会の日時および場所の通知を送達するものとする。口頭聴聞の日時が変更された場合には、事務局長はしかるべき時機にこれを通知するものとする。

[¶ 6559.3] (c) 訴追または抗弁の不履行

パネルは、当事者からの書面による要請または自らの動議により、審理記録および提出書類を再検討し、ある当事者が、当該審理において訴追または抗弁を怠ったという事実を認定することができる。審理において訴追または抗弁を怠ったと認められた当事者は、口頭聴聞を受ける権利を放棄したものとみなされる。

[¶ 6559.4] (d) 手続き

- (1) 各当事者は、自ら聴聞会に出席し、証言および証拠の提出を行うことができる。
- (2) 各当事者（またはその代理人）は、冒頭陳述および最終弁論を行うことができ、口頭聴聞の他の当事者または証人を尋問し、口頭聴聞において提出された証拠を吟味することができる。
- (3) パネルは、証拠の取り扱いに関する法的に厳密な規則を適用する必要はない。
- (4) 当事者は、経費を自己負担して、聴聞会の逐語的記録が作成されるよう手配することができる。
- (5) 聴聞会におけるすべての証言は、宣誓のもとに行われるものとする。
- (6) パネルは、審理を迅速に進めるために適切な規定および手続きの制定を許可することができる。パネルは、宣誓供述書を考慮に入れることができるが、宣誓供述書に対する異議を考慮に入れた上で、その重要性を判断するものとする。
- (7) パネルは、会員およびその従業員、ならびに提携者に対し、証言および証拠書類の提出を命じることができる。パネルは、非会員に対し、合法的に召喚状を発行することができる。
- (8) 非当事者である証人の出頭を要請する当事者は、当該出頭にかかる相当の費用を全額負担するものとする。本条の趣旨に鑑み、当事者の従業員または提携者は、当事者である証人とみなされる。
- (9) いかなる未決の、またはその後の仲裁手続きにおいても、口頭、書面を問わず、当事者またはその代理人により調停協議に関連して行われたすべての行為および陳述、申し出および約束は、機密事項とし、弾劾を含むいかなる目的においても、許容され得ないものとする。未決あるいはその後の仲裁手続きにおいて、調停人を証人として召喚することはできない。
- (10) その他の事項に関しては、聴聞に関する手続きはパネルが決定するものとする。パネルは当事者に対し、自らの主張を十分に提示するための、あらゆる妥当な機会を与えるものとする。

[¶ 6559.5] (e) 期間延長および延期

聴聞会の期間の延長または延期は、公正を期するために必要な場合には、パネルがこれを許可することができるが、開催中の聴聞会は、やむを得ない事情である場合を除いて、延期または中断されないものとする。

[¶ 6559.6] (f) 不遵守

当事者が、聴聞もしくは聴聞会のいずれかに出頭しないか、これに関連する通知、命令もしくは手続きに従わない場合には、当該当事者に対し、裁定の導入または請求の却下を含む、パネルが適切とみなす不利な処置を取ることができる。

[¶ 6559.7] (g) 記録の再開

パネルは、裁定の提示前であればいつでも、自らの動議またはしかるべき理由に基づく当事者の動議により、記録を再開することができる。記録再開の動議により、裁定の提示までの期間は自動的に延長されるものとする。

[¶ 6559.8] (h) 欠缺の不追及

パネルは、それが適切である場合には、本条のいずれかの規定、あるいはパネルによる通知、命令、または手続きに対する不遵守を、免責することができる。

[¶ 6559.9] (i) 略式手続き

次の各号の場合には、仲裁手続きはすべて書面の提出により進められるものとする。

- (1) 請求総額（金利および諸経費を除く）が10,000ドルを超過せず、事務局長またはパネルによる別段の指示がない場合。
- (2) 請求総額（金利および諸経費を除く）が10,000ドルを超過するが、20,000ドルを超過せず、事務局長またはパネルによる別段の指示がなく、かつ、当該手続きの当事者のいずれかが、最新の訴答の期限の30日後までに、口頭聴聞の要請書を事務局長に送達しない場合。
- (3) 当事者間の、口頭聴聞を放棄する旨の合意書に、パネルが同意した場合。本規則の他の規定に基づいて口頭聴聞に対する権利を放棄した当事者については、合意書を必要としない。

[¶ 6560 - 6564] (予備)

[¶ 6565] 第10条：裁定、解決および撤回

[¶ 6565.1] (a) 裁定の提示

パネルは、記録が終結してから30日以内に、日付を明記し、パネル委員による署名のある裁定書を作成するものとする。当該裁定書は事務局長に引き渡され、事務局長はその写しを、各当事者またはその代理人に、手渡しまたは配達証明郵便により、速やかに送達するものとする。裁定は、パネルの過半数が承認したものとする。

[¶ 6565.2] (b) 救済

裁定は、要請された金銭的救済を承認または否認することができ、また、金利、諸経費または手数料の賦課を含めることができる（第11条および第12条参照）。

[¶ 6565.3] (c) 最終性

パネルの裁定書は、その発行日をもって、最終的なものとなる。裁定書は、当事者が修正要請書を提出し、事務局長が、当該裁定書を当該当事者に送達した日から20日以内にこれを受理し、かつ、パネルが、次の各号のいずれかを理由として、修正が必要であるとみなす場合には、修正することができる。

- (1) 裁定書の中に明白かつ重大な計算の誤りがあるか、または裁定書の中で言及される人物、事物もしくは財産の記述に明白かつ重大な誤りがある場合。
- (2) 仲裁人が、付託されていない事項に関して裁定を下しており、しかもその事項が、付託されている事項に関する決定の実体に影響を与えないものでない場合。
- (3) 裁定書に、紛議の実体に影響しない、様式の問題における不備がある場合。

修正要請書が期限内に提出された場合には、裁定の最終性は、パネルが当該裁定を修正するか、当該修正要請を却下するまで、自動的に保留されるものとする。

[¶ 6565.4] (d) 上訴

裁定を上訴する権利はないものとする。

[¶ 6565.5] (e) 裁定による拘束

すべての当事者は、裁定および裁定に加えられた修正により拘束されるものとする。

[¶ 6565.6] (f) 判決

管轄区域のいずれの裁判所においても、裁定に関する判決を記録することができる。

[¶ 6565.7] (g) 不遵守

会員または提携者が、裁定または解決協定に従わない場合、もしくは、第11条または第12条に基づいて賦課される手数料を支払わない場合には、これが、NFAの遵守規則に基づく懲戒決議の根拠となるものとする（遵守規則2-5参照）。会員または提携者が、NFAによって裁定書が送達された日から30日以内に、当該裁定に従わない、または手数料を支払わない場合、あるいは、NFAが第10条(h)項に基づいて仲裁手続きを終了させた日から30日以内、もしくは当該裁定または解決協定に定められたその他の期限内に、解決協定に従わない場合で、かつ、第10条(c)項に基づく裁定修正要請、または管轄裁判所に対する裁定の無効化、修正もしくは訂正の申し立てが未決のまま残されていない場合には、会長は、30日前までに書面による通知を行うことによって、当該裁定または解決協定が履行されるまで、当該会員の会員資格または当該提携者の登録を即座に停止することができる。資格停止または登録停止処分の対象となった会員あるいは提携者は、停止通知書が送達された日から30日以内に、当該停止処分をCFTCに上訴することができ、また、停止通告書が送達された日から10日以内に、CFTCに処分の停止を申請することができる。

[¶ 6565.8] (h) 要求の履行

当事者は、仲裁のいずれの過程においても、調停による解決を含め、支払いまたは解決によって請求を履行することができる。当該仲裁手続きは、当事者が適正に作成し、事務局長に提出する、請求の履行および撤回の通知書が受領され次第、終了する。事務局長が、請求が解決されたとの通知を受けたが、当該通知が書面によるものでないか、当事者により適正に作成されたものでない場合、事務局長は、当該請求が解決されていない旨の書面による通知を事務局長が受領しない限り本通知書の送達から20日以内に仲裁手続きが終了する旨の通知書を、当該当事者に送付するものとする。

[¶ 6565.9] (i) 同意裁定

当事者が、仲裁のいずれかの過程において、請求を履行する旨の合意に達した場合には、パネルは、当該当事者の要請により、同意裁定の中で請求履行条件を規定するものとする。

[¶ 6565.10] (j) 請求の撤回

(1) 当事者は、仲裁のいかなる過程においても、答弁書を提出していない被訴追者に対する請求を撤回することができる。撤回通知書は、事務局長に提出しなければならない。この請求の撤回は、当該通知書に別段の記述がなければ、権利の毀損を伴わないものとする。

(2) ある当事者が訴答を行った後は、他の当事者は、当該当事者の同意がなければ、当該当事者に対する請求を撤回することはできない。通知および同意は書面により、事務局長に提出されなければならない。この請求の撤回は、当該通知書に別段の記述がなければ、権利の毀損を伴わないものとする。

[¶ 6566 - 6570] (予備)

[¶ 6571] 第11条：仲裁手数料

[¶ 6571.1] (a) 申立手数料

本規則に基づいて請求を申し立てる各会員または提携者は、金利および諸経費を除き、懲罰的損害賠償額および三倍賠償額を含めた請求金額に基づき、以下の申立手数料および聴聞手数料を支払わなければならない。

請求金額	申立手数料	聴聞手数料
\$ 0.00 - \$ 10,000.00	\$ 750.00	\$ 50.00
\$ 10,000.01 - \$ 20,000.00	\$ 1,900.00	\$ 150.00
\$ 20,000.01 - \$ 150,000.00	\$ 4,400.00	\$ 675.00
\$ 150,000.00 超	\$ 4,400.00	\$ 1,350.00

予備的聴聞を含め、聴聞会が、上記の聴聞手数料の範囲を超えて、複数回必要となった場合には、仲裁人は、追加聴聞会分について、事務局長から仲裁人に支払われる金額として予め定められている標準的手数料と同額の手数料を、追加聴聞会の手数料として賦課するものとする。仲裁人は、自らの裁量により、手数料をある1当事者に対して全額賦課するか、当事者の一部または全部に分担させることができる。聴聞会手数料は、当該聴聞会実施以前に、事務局長に支払われるものとする。

[¶ 6571.2] (b) 払い戻し

(1) パネルが任命される以前に、上記第2条に基づいて申し立てられた請求が仲裁できないと認められた場合、上記第11条(a)項に基づいて支払われたいかなる申立手数料または聴聞手数料も、全額払い戻されるものとする。

(2) 1回目の聴聞会開催または予備的聴聞の予定日の少なくとも8日前までに、すべての請求が解決または撤回され、事務局長が解決または撤回通知書を受理した場合、聴聞手数料は、それを支払った当事者に払い戻されるものとする。

[¶ 6571.3] (c) 延期手数料

予定された口頭聴聞の休会または延期を生じさせた各当事者は、当該当事者1回目の延期要請では300ドル、同当事者による2回目の延期要請では500ドル、同当事者による3回目以降の延期要請では1回につき1,000ドルを、事務局長に支払うものとする。この手数料は、仲裁人の裁量により、放棄することができる。仲裁人はさらに、延期によって生じる、相当の弁護士費用を含む、当事者およびその証人が被る相当かつ必要な経費を賦課することができる。仲裁人が不適格となる等の理由で職務を遂行し得なくなった場合、あるいは聴聞が予想より長引いた場合は、いかなる手数料も賦課されないものとする。

[¶ 6572 - 6576] (予備)

[¶ 6577] 第12条：仲裁費用

ある当事者による請求もしくは抗弁が、法律上価値がない、もしくは不誠実になされたと認められた場合、または、当該当事者が仲裁の過程で故意に不誠実な行為を行ったと認められた場合は、パネルは、当該当事者に対し、次に掲げる諸費用のうちの1つまたはそれ以上を賦課することができる。(a)

仲裁人が被った、または (b) 相当の弁護士費用を含む、その他の当事者もしくは証人が被った、相当かつ必要な経費。パネルはまた、法律上のまたは契約上の根拠が存在する場合は、弁護士費用を裁定の対象とすることができる。

[¶ 6578 – 6582] (予備)

[¶ 6583] 第 13 条 : NFA 権利の非棄権

ある事案が本規則に基づいて仲裁に付託された場合、当該事案に関する NFA の権利は、懲戒処分開始の権利を含め、影響を受けないものとする。

[¶ 6584 – 6588] (予備)

[¶ 6589] 第 14 条 : 調停

事務局長は、すべての訴答提出期限が終了した後、自らの裁量により、調停に進むという選択肢を当事者に通知することができる。

[¶ 6590 – 6594] (予備)

[¶ 6595] 第 15 条 : 雑則

[¶ 6595.1] (a) 期間の計算

(1) 本規則において別段の指定がない限り、送達は、書類が郵送された日か、手渡しされた日のいずれか早い方の日付に行われたものとみなされる。郵送の場合は消印または送達についての宣誓供述書が証拠となり、手渡しの場には送達についての宣誓供述書が証拠となる。

(2) 日数の計算には、すべての暦日が含まれるものとする。期限が週末または法定休日に当たる場合は、当該期限は郵便物が配達される次の営業日として計算される。

[¶ 6595.2] (b) 召喚状の送達

別段の告知がない限り、送達は、手渡し、第一級郵便もしくは配達証明郵便、または一般に認知されている翌日配達サービスにより、NFA に登録されている当該当事者の最新の所在地または住所に宛てて行うことができる。事務局長に送達されるすべての書類は、同時に、訴答を提出した各当事者にも送達されるものとする。当事者の代理人への送達は、当事者への送達により行うものとする。

[¶ 6595.3] (c) 記録上の住所

当事者は、NFA に登録されている自己の住所または自己の代理人の住所に変更があった場合は、これを速やかに事務局長に通知するものとする。

[¶ 6596] 第 16 条 : 本規則と矛盾する協定

本規則は、紛争が発生する以前か以後かにかかわらず、当事者間で締結された協定中の規定が、本規則に矛盾するか、本規則を制限するものである場合、あるいは NFA または仲裁人に新たな義務を課

するものである場合には、当該協定中の規定に取って代わるものとする。ただし、当該協定がNFAを仲裁の場として指定するか、当事者が、当該規定をNFAによる仲裁に準用することに書面により同意した場合には、事務局長の裁量により、当該規定をNFAによる仲裁に準用することができる。